

「令和4年版被害者被害者白書」（令和4年4月1日現在）に神奈川県調（*）の金額等を追記

2 見舞金制度を導入している県内市町村（貸付金制度を導入している自治体は、なし。）

市区町村	人口	見舞金支給根拠			見舞金制度の 運用開始年月日	見舞金の額等		
		条例		計画等		死亡	傷害	その他
		特化 条例	その他					
1 横浜市	3,777,491	○			平成31年4月1日	30万円	全治1か月以上かつ入院3日間以上 10万円	10万円（強制性交等）、 5万円（強制わいせつ）
2 川崎市	1,538,262	○			令和4年4月1日	30万円（遺族見舞金）	重傷病見舞金 10万円	性犯罪見舞金10万円
3 相模原市 （*）	725,493	○			令和5年4月1日	30万円	10万円（加療1か月以上かつ入院3日以上） 5万円（加療1か月以上、入院要件なし）	10万円（強制性交等） 5万円（強制わいせつ等） 5万円（家事支援を希望しない場合に支援金 に加算して支給）
4 横須賀市	388,078	○			令和4年4月1日	30万円	1月以上の療養かつ3日以上入院10万円	性犯罪被害5万円
5 茅ヶ崎市	242,389	○			平成27年11月25日	50万円	加療1か月以上の被害10万円	1か月以上の加療を要さない性犯罪被害5 万円
6 秦野市	162,439	○			令和4年4月1日	50万円	療養1か月以上かつ入院3日以上10万円	性犯罪被害5万円
7 伊勢原市 （*）	101,780	○			令和5年6月1日 （対象は令和5年 3月24日から）	50万円	療養1か月以上かつ入院3日以上10万円。	性犯罪被害5万円
8 座間市	132,325		○		平成16年4月1日	(1) 20歳未満の者20万円 (2) 20歳以上の者30万円	入院の期間が15日以上の場合2万円 入院の期間が30日以上の場合4万円 入院の期間が45日以上の場合6万円ほか	
9 寒川町	48,348	○			平成15年4月1日	国で定める犯罪被害者等給付金対象者に対し、50万円（上限）	国で定める犯罪被害者等給付金対象者に対し、10万円（上限）	
10 湯河原町 （*）	23,426	○			令和5年4月1日	50万円	10万円	性犯罪被害10万円